

令和 8 年度当初予算編成方針のポイント

令和 8 年度は「安心・元気・未来創造ビジョン 2024～新しいおおいたの共創～」の実現に向けて諸施策を加速するとともに、賃金と物価の好循環の実現など喫緊の課題にも的確に対応する必要がある。

このため、これらの取組の強力な推進に必要な事業が構築できるよう、予算特別枠「おおいたビジョン加速枠」を設ける。

また、物価高騰対策など国が事項要求としているものや、現在国が検討している経済対策への対応については、その動向を見ながら、別途予算編成過程において調整していく。

1 特別枠の設定

「おおいたビジョン加速枠」 2 5 億円（過去最大規模）

2 行財政改革の推進

要求にあたっては、「行財政改革推進計画 2024」に基づき、事務事業評価を活用したスクラップ・アンド・ビルドの徹底や有利な財源の活用などを図る。

【主要要求の枠組み】

区 分	要 求 基 準
特 別 枠	「おおいたビジョン加速枠」 2 5 億円 令和 8 年度県政重点方針に掲げた新規・重点項目
政 策 予 算	令和 7 年度当初予算額の範囲内 ※事務事業評価を活用しスクラップ・アンド・ビルドを徹底
投資的予算 (公共事業)	令和 7 年度当初予算額の範囲内 ※今後の国の第 1 次国土強靱化実施中期計画の状況を踏まえ、別途予算編成過程において調整
投資的予算 (公共事業以外)	令和 7 年度当初予算額の範囲内
部局枠予算	令和 7 年度当初予算額の範囲内 ※物価や賃金等の上昇に伴う影響額については、別途予算編成過程において調整

令和8年度当初予算編成方針

国内景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

国の予算編成では、令和8年度は、「骨太の方針」の枠組みの下、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化するとともに、要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、経済・物価動向等を適切に反映することとしている。

地方の一般財源総額については、国の地方財政収支の仮試算によると7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。しかしながら、社会保障関係費の伸びに加え、防災・減災、国土強靱化の推進や金利上昇に伴う公債費の増嵩、官民を通じた賃上げに伴う人件費や施設管理委託料等の増加など、財政需要は今後ますます増大する見込みである。

このように地方財政は厳しい状況にあるが、「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創～」(以下、「ビジョン2024」という。)の実現に向けて各種施策を力強く進めるとともに、物価高騰など足元の喫緊の課題にも対応しなければならない。

こうした考え方に基づき、8年度当初予算は、行財政改革推進計画2024に基づきスクラップ・アンド・ビルドの徹底などに取り組むことを前提に、25億円の特別枠を設けることとする。なお、国の経済対策に対応した物価高騰対策等については、7年度補正予算においても編成を検討していくこととしており、その要領は次のとおりとする。

第一 全般的事項

2年目を迎えるビジョン2024の実現に向けて諸施策を加速するとともに、賃金と物価の好循環の実現など喫緊の課題にも的確に対応する必要がある。

他方、「安心・元気・未来創造」の大分県づくりの実現に向けては、それを下支えする安定的な行財政基盤の構築が不可欠であり、行財政改革推進計画2024に基づき、事務事業評価を活用したスクラップ・アンド・ビルドの徹底や有利な財源の活用など歳入・歳出両面にわたる取組を更に進めていく必要がある。

このため、新規事業等の要求にあたっては、限られた財源と人員の中で執行が可能かどうか十分に吟味するとともに、継続事業にあたっては、事務事業評価や本年度の事業実施状況を踏まえ事業の見直しや

重点化を徹底すること。

加えて、部局横断的な政策課題については、事業効果が最大限に発現されるよう関係部局間で協議・調整を図り、施策の機能分担と体系を明確にすること。

なお、物価高騰対策など国が事項要求としているものや、現在国が検討している経済対策への対応については、その動向を見ながら7年度補正予算も含め別途予算編成過程において調整するので柔軟に対応すること。

また、予算編成における透明性を高めるため、要求の概要や廃止事業を公表するので留意すること。

第二 歳入に関する事項

1 県税

税制改正をはじめ、経済情勢等に留意するとともに、地方財政計画を考慮のうえ、徴収率向上対策を踏まえた年間徴収見込額を算定し所要額を計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、県税収入の動向に留意のうえ、年間見込額を算定し所要額を計上すること。

3 国庫支出金

国庫補助金の新設等について、関係省庁のみならず幅広く情報収集し、確保・活用可能な国庫補助金等を計上すること。

新しい地方経済・生活環境創生交付金は、可能な限り活用するよう工夫を行い、地域再生計画等に位置づけられた事業について計上すること。

後進地域開発国庫負担特例法に基づく令和7年度事業に係る国庫補助の嵩上げ率は1.09であるので、事業費に充当することなく枠外財源で計上すること。

4 分担金及び負担金

市町村や受益者の負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合う収入見込額を計上すること。

5 使用料及び手数料

受益者負担が原則であることから、物価上昇も踏まえ単価が適正であるか検証し、人件費を含めた歳出規模に応じた収入見込額を計上すること。

なお、使用料及び手数料を減免する予定の場合はその見込み額及び根拠を添付すること。

6 財産収入

県有財産売却等推進計画に基づき、処分や貸付を進めることとするが、地価の動向等を十分勘案して計上すること。

7 基金繰入金

特定目的基金については、従来の充当事業を適宜見直し、積極的な活用を図ること。

また、今後の活用計画を精査し廃止や規模の是正を検討すること。

8 諸収入

貸付金の滞納整理強化等により償還金収入の確保を図ること。

また、受託事業を実施する場合には、人件費を含めた適正な必要額を計上すること。

9 県債

地方財政計画、地方債計画等に基づき、所要額を要求すること。

なお、国庫など有利な財源を積極的に活用することで交付税措置率の低い県債の発行抑制等に取り組み、臨時財政対策債等を除いた県債残高を適正に管理するとともに、交付税措置率の高い有利な起債を可能な限り活用し、実質的な公債費負担の抑制を図ること。

第三 歳出に関する事項

令和7年度当初予算額（一般財源等ベース、以下同じ）に対し、部局ごとに次に示す基準の範囲内で要求すること。

1 政策的経費

(1) おおいたビジョン加速枠予算

各部局の要求枠とは別に、25億円の特別枠を設けるので、令和8年度県政重点方針に掲げる項目に則って、創意工夫をこらした新規事業を積極的に要求すること。なお、実質的継続となる組替え新規事業は対象としないので留意すること。

(2) 政策予算（投資的予算を除く）

7年度当初予算額から事務事業評価結果反映分（B：2割（施策評価調書の評価がB以下のものに限り）、C：5割、D：全額）、5年度予算特別枠の整理分、特殊要因分（シーリング対象外経費）を控除した後、事務事業評価反映分を踏まえた特殊要因分を加算した範囲内とする。

(3) 投資的予算

① 公共事業

補助事業及び国直轄事業負担金については、7年度当初予算額（地方負担額ベース、以下同じ）の範囲内で要求すること。

ただし、今後の国の第1次国土強靱化実施中期計画の状況を踏まえ、別途予算編成過程において調整する。

また、災害復旧事業及び災害関連事業のうち、過年発生分は、年間所要額を要求し、現年発生分は7年度当初予算額の範囲内で要求すること。

② 一般国庫補助事業及び単独事業

7年度当初予算額の範囲内で要求すること。

2 経常的経費

管理予算については、年間所要額を十分精査して要求すること。

部局枠予算については、7年度当初予算額（一般財源等ベース）の範囲内で要求すること。

なお、物価や賃金等の上昇に伴う影響額については、別途予算編成過程において調整する。

3 個別経費の取扱い

(1) 物価高騰及び賃金引上げに伴う関連経費

実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格を考慮し積算するとともに、業務内容など見直すべきものがないか必ず点検すること。

(2) 補助金・負担金

効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金及び少額補助金は、廃止・縮減を図ること。

また、各種団体・協会等への負担金については、加入の適否や負担額の妥当性を厳しく見直し、廃止・縮減を図ること。

(3) 貸付金

民間資金の動向や貸付団体の運営資金の実態等を十分考慮し、貸付枠や貸付利率、金融機関への預託比率、末端金利等を機動的に見直すこと。

(4) 委託料

県民サービスの向上や効率化が図られる事務については、アウトソーシングの活用を図ること。

庁舎管理運営委託料等については、業務の仕様の見直し等により節減を図ること。

(5) 印刷経費・旅費等推進費

オフィス改革に合わせたペーパーレス化の加速、オンライン会議の利用拡大など環境の変化に応じて印刷経費や旅費等の削減を図ること。

(6) イベント経費

継続的に行われているイベントや大会、講演会等について、必要性を検証したうえで廃止、縮小すること。

(7) 県有建築物の改修

県有建築物保全工事調整会議（以下、「調整会議」）において改修対象とされた大規模施設などの予防保全工事については、設計委託等も含め総務部において一括要求すること。

また、事後保全工事については、調整会議で採択された額を総務部と調整の上要求すること。

なお、建築物の新設・改修工事については、詳細設計等を踏まえ

適切な総事業費を示したうえで要求すること。

(8) システムの開発・改修

開発・改修や運用コストなど全ての費用と導入効果を総合的に考慮した上で要求すること。

(9) 国の交付金による基金事業

国の予算等の動向にも十分留意し要求すること。なお、事業期間が終了するものについては、原則として県費への振替えは認めない。

4 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであることから、設定にあたっては慎重を期すること。

第四 他会計に関する事項

一般会計に準じて要求すること。

第五 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体に関する指導指針等に基づき、指導監督を徹底するとともに、経営悪化が見込まれる団体については、経営改善計画を速やかに策定させ、計画の着実な実行に向けた進行管理及びフォローアップを主体的に行うこと。また、出資金の引上げなど県の財政・人的関与のあり方について抜本的に見直すこと。